

# 滋賀労働



滋賀県労働広報紙

638号  
2016

## 滋賀県各地でメーデーが開催されました



連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、第87回滋賀県労働者統一メーデーを4月29日に県内4ヶ所で開催し、計5,000人が参加しました。中央集会は、大津湖岸なぎさ公園おまつり広場で開催され、1,200人が参加しました。

式典では、『被災地の復興・創生を引き続き全力で支えていくとともに、震災を決して風化させないよう、全国の仲間と連携した取り組みを継続・強化していく』『国際労働組合総連合（I T U C）と連携し、戦争や紛争、テロなど世界平和を脅かす要因ともなる、貧困や飢餓、環境破壊や人権侵害の撲滅に立ち向かい、すべての人々にディーセント・ワ

ークを実現していく』『格差の是正や長期デフレからの脱却といった課題を克服し、経済の好循環を実現させるために、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現を図る』『雇用、労働、福祉など政策制度の実現を通じた雇用の安定と質の向上や、子育て、医療、介護などの社会的セーフティネットの拡大・強化による将来不安の解消、さらには集团的労使関係の拡大を進める』『すべての働く者・生活者を代表し、志を同じくする団体との連携を深め、「働く人が報われる社会」「一人ひとりが主役の社会」をつくる』などのメーデー宣言を採択し、『支え合い助け合う 心をひとつに力を合わせ、暮らしの底上げを実現しよう！』をスローガンとして確認しました。また、暮らしの底上げ実現に向けた特別決議も採択されました。その後、参加者らはデモ行進を行い『労働者保護ルール改悪反対』『パート均等待遇を実現しよう』『復興再生に全力を尽くそう』などを訴えました。



また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第87回滋賀県民メーデーを5月1日に県内9ヶ所で開催し、計1,125人が参加しました。中央集会は大津市の膳所城跡公園で開催され、500人が参加しました。今年のメーデースローガンを『働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう』とし、『なくせ貧困と格差。大幅賃上げ実現で景気回復』『いますぐ最賃1000円に。全国一律最賃制の実現』『壊すな「8時間労働」。労働法制改悪反対、働くルールの確立』『年金・医療・介護など社会保障制度の拡充』などをメインスローガンに掲げ、参加者に団結を呼びかけました。その後、メーデー宣言で『日本経済の回復に必要なのは大幅賃上げ・底上げによる個人消費拡大であり、下請け単価引き上げなど中小企業支援策である。大幅賃上げと全国一律最低賃金1000円以上の実現、労働法制改悪反対、働くルール確立などにむけて、職場・地域から共同した取り組みを強めていく』ことなどが確認されました。参加者らは集会后、デモ行進を行い『被災地の復興をすすめよう』『格差のない社会をつくろう』『最低賃金を引き上げよう』などを訴えました。

### 目次

表紙	メーデーが開催されました
P2	平成28年春の叙勲・褒章の受章者について 「雇用推進行労使会議チャレンジしが」開催報告
P3	「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」と 「滋賀県イクボス宣言企業登録」の実施について
P4	おうみの名工、おうみ若者マイスターの推薦について
P5	在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内 中小企業の事業活動を担う人材育成のための相談・研修について
P6	優秀勤労障害者の表彰の推薦について 障害者ワークフェアしがを開催します 冊子「障害者雇用を応援します」について
P7	高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内 障害のある社員、うつ病等の社員のためのサービスを実施しています
P8	労働保険年度更新手続は6月1日(水)~7月11日(月)までお願いします
P9	「WORKしが」で企業の魅力を若年求職者へ発信しませんか 人材確保に関するポータルサイトを立ち上げました
P10	労働委員会だより「労使間のトラブルで悩んでいませんか？」
P11	勤労者向け融資制度のご案内 シルバー人材センターの会員を募集しています
P12	滋賀労働局に「雇用環境・均等室」が設置されました 滋賀県労働相談所のご案内

7月1日~7日は全国安全週間です

## 見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理

職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、積極的に安全活動に取り組みましょう！

# 平成28年春の叙勲・褒章の受章者について

本県の労働分野からお一人が受章されましたのでお知らせします。

## 藍綬褒章

よしだ かずひろ  
吉田 和宏 氏

労働行政功績。平成13年4月から、滋賀県労働委員会公益委員を15年余の間、務められております。

この間、多くの複雑かつ困難な不当労働行為の審査ならびに労働争議および個別的労使紛争の調整に携わり、弁護士としての知識と経験を駆使しながら、その優れた見識をもって健全な労使関係の確立に尽力され、労働委員会の発展に寄与されました。

## 第11回「雇用推進行労使会議チャレンジしが」が開催されました

滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、一般社団法人滋賀経済産業協会の4者で構成する「雇用推進行労使会議チャレンジしが」の第11回トップ会議が3月29日に県公館で開催されました。今回の会議では、平成27年3月に策定した滋賀県雇用推進プランの進捗状況を確認するとともに、平成28年度の重点的な施策・取組を「若年者の自立に向けた就業・定着支援と正規雇用の拡大」「女性の活躍が促進される職場環境の整備」「安全で安心して将来に希望を持って働くことのできる職場環境の整備」の3項目とすることが決定されました。

その後、「女性の活躍促進、働き方改革、仕事と子育ての両立」および「若年者の就業支援の推進」についての意見交換が行われ、相互に連携・協力していくことが確認されました。

さらに、「女性活躍と働き方改革の推進および若年者の就業支援の推進により、雇用の推進と働きやすい滋賀の実現を目指す」こととした共同宣言、また、そうした取組を一層推進するため、特にイクボスの取組を推進することを目指した「イクボス推進共同宣言」の2つの共同宣言を行いました。



### 共同して取り組む7つの柱

- 1 若年者の自立に向けた就業・定着支援と正規雇用の拡大
- 2 女性の活躍が促進される職場環境の整備
- 3 障害者の雇用促進といきいきと働くことのできる環境整備
- 4 高齢者の豊かな知識や経験を生かした雇用の場づくり
- 5 新規成長産業の振興による雇用の創出および人材確保・定着
- 6 多様なニーズに応じた人材育成
- 7 安全で安心して将来に希望を持って働くことのできる職場環境の整備

滋賀県では、企業・団体の皆さまの女性活躍推進の取り組みを応援するため、

## 「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」を実施しています

わが国の女性の労働力率は、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。しかし、25歳～44歳の女性の無業者の約6割が就労を希望しており、その数はなんと全国で342万人！

女性の潜在的な力が発揮されることは、人口減少社会において地域・経済の活性化につながるものです！そこで、女性活躍推進に取り組む企業等を県が認証し、その取組状況について公表することにより、企業等における女性活躍の促進を図ります！

- 対象 滋賀県内に本社または事業所を置く企業・団体(国および地方公共団体を除く)
- 認証区分 企業・団体における女性活躍推進の取組状況に応じて、『一つ星企業』、『二つ星企業』、『三つ星企業』の3段階の認証区分を設けています。  
(女性活躍推進取組項目(32項目)を基準に用い、達成項目数の合計で審査)
- 認証基準
  - 一つ星企業・・・達成項目の合計数が5項目以上であること。
  - 二つ星企業・・・達成項目の合計数が17項目以上であること。ただし、均等・活躍項目から2項目以上達成していること。
  - 三つ星企業・・・達成項目の合計数が26項目以上であることに加え、管理職に占める女性の比率が30%以上であること。
- メリット
  - 認証書をお送りいたします。 <認証マーク・一つ星>
  - 認証マークの利用や県ホームページでの取組紹介により企業のイメージアップが図れます。
  - 「Made in SHIGA」企業立地助成金の助成要件になっています。
  - 建設工事の入札参加資格審査でポイントが加算されます。



(認証申請書) <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/ninshouseido/shinsei.html>

(チェックシート) <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/ninshouseido/checksheet.html>

## 「滋賀県イクボス宣言企業登録」を実施しています

少子高齢化で進む人材不足、益々激しくなる国際競争。こんな時代だからこそ、職場全体で成果と育児や介護などの私生活の両立を目指すチーム・マネジメントが求められています。

そんなマネジメントを担うのが「イクボス」。職場で共に働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司です。

「イクボスを目指したい!」、「既にイクボスだけど、それを部下にも、お客様にもアピールしたい!」

滋賀県がその思いをお手伝いします!!まずはイクボス宣言してみませんか?

### ■イクボス宣言企業登録とは

イクボス宣言企業登録とは、「イクボス宣言」された企業・団体の取組を滋賀県のホームページで紹介させていただく仕組みです。

### ■登録対象

滋賀県内に本社または事業所がある企業・団体等で、代表者が「イクボス宣言」を行っている企業・団体等

### ■申込方法

滋賀県のホームページのイクボス宣言企業応援ページより申込書をダウンロードいただき、必要事項をご記入後、郵送にてお申し込みください。

(イクボス宣言企業応援ページ) <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/thedeclarationofikuboss.html>

【お問い合わせ先・申請先】 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課

TEL 077-528-3771 メール fg00@pref.shiga.lg.jp

平成  
28年度

## 滋賀県技能者表彰(おうみの名工) おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～

滋賀県では、広く社会に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的として、優秀な技能を有し産業の発展や後進の育成指導に功績のあった技能者を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

平成28年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の候補者の推薦受付は、以下のとおり実施する予定をしています。県内の企業や事業所等において推薦基準に該当する技能者がおられましたら、ぜひご推薦いただきますようお願いいたします。

**【推薦受付・お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3755**

### ☆平成28年度予定

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
おうみの名工表彰	－	候補者の推薦受付			審査	表彰式
おうみ若者マイスター認定	候補者の推薦受付			－	審査	認定式

### ☆主な推薦基準（平成27年度） ※次のいずれにも該当する必要があります。

おうみの名工表彰	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県内に就業している者</li> <li>2 優秀な技能を有する者</li> <li>3 滋賀県技能者表彰要綱第2条別表に定める「職業部門、職業分類及び職種」に現に従事している者</li> <li>4 技能を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者</li> <li>5 特に職業訓練業務に功績のあった者</li> <li>6 他の技能者の模範と認められる者</li> </ol>
おうみ若者マイスター認定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県内に居住または勤務している者</li> <li>2 4月1日現在で35歳未満であり、対象業種に従事している者</li> <li>3 技能検定1級または単一等級以上に合格した者、またはこれと同等以上の能力を有する者</li> <li>4 技能五輪・技能グランプリ全国大会において入賞経験があるなど、全国レベル以上の技能競技大会等で優秀な成績を収めたことがある者</li> </ol>

※平成28年度の候補者の推薦基準等の詳細については、要綱などでご確認ください。

**ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。** 広告



はたらくみんなの  
金融機関、  
近畿ろうきん。

<http://www.rokin.or.jp>

お客様センター ☎0120-191-968  
月曜～金曜9:00～18:00(土曜・日曜・祝日、12月31日～1月3日は除く)

すべての勤労者の **笑顔** のために

## 在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

### ◇県が開催するコース

- 機械系（普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など）
- 電気系（第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 建築系（JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど）
- 制御系（有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など）
- 塗装系（スプレー塗装）

### ◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部が開催するコース

- 機械関係（実践機械製図、製造技術者の油圧実践技術、製造技術者の空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、TIG溶接実践技術（ステンレス鋼板材編）、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）
- 電気・電子関係（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/		ポリテクセンター滋賀HP http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大HP「2016年度能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

## 中小企業の事業活動を担う人材育成のために

『中小企業人材育成プランナー』が人材育成に関する相談や企業ニーズに合った研修などを実施しています。



[平成28年度の研修予定] <<新入社員から中堅まで広く支援>> <<基本の力を強化>> <<受講は無料>>

研修テーマ	開催場所	受講対象	定員	時期		ビジネスの基本力Ⅰ／Ⅱ	現場の基本力
				募集	研修日		
第1回 ビジネスの基本力Ⅰ	守山市 (守山市民ホール)	新人 中堅	25	6月 8月	8月31日 (水)	○自己管理、対人関係、業務遂行の基本力強化において、顧客対応力を発揮するためのスキルを習得	○自己管理、対人関係、業務遂行の基本力強化において、「5S」の考え方や手法を分かり易く解説し、職場環境改善の姿勢や基本スキルを習得
第2回 現場の基本力	米原市 (米原公民館)	若手 中堅 リーダー	25	7月 9月	10月12日 (水)	・入社後の振り返り ・プロの心構え ・顧客視点を持つ ・顧客対応のビジネスマナー ・顧客コミュニケーション ・報連相のコツ	・入社後の振り返り ・「5S」とは ・「5S」実践スキルとキーポイント ・「5S」を上手に進める方法 ・行動計画
第3回 ビジネスの基本力Ⅱ	近江八幡市 (近江八幡商工会議所)	若手 中堅	25	9月 11月	11月30日 (水)	・クレーム対応のケーススタディ (Ⅰ：ビジネスマナーの基本に重点) (Ⅱ：顧客コミュニケーションに重点)	※「5S」とは改善のための手法で、整理・整頓・清掃・清潔・しつめの頭文字をとったものです。
第4回 現場の基本力	甲賀地域 (準備中)	若手 中堅 リーダー	25	11月 1月	2月15日 (水)		

各研修会の案内は本校ホームページに順次掲載します。  
http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/#tyusyokigyoujinzaikusei  
(「滋賀県立高等技術専門学校」で検索、ホームページ左側の「中小企業人材育成促進事業」をクリック)

【お問い合わせ先】 滋賀県立高等技術専門学校 草津校舎（テクノカレッジ草津）  
中小企業人材育成プランナー 安田 TEL 077-564-3296

## 優秀勤労障害者の表彰に該当する方をご推薦ください！

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構は、障害者雇用の重要性を理解し、雇用の促進と職業の安定に積極的に貢献している事業所、団体および長年にわたり勤続し職業人として業績を挙げている個人の努力を讃えるため表彰を行っています。

つきましては、優秀勤労障害者として表彰条件を満たす方がおられましたら、推薦をお願いします。

詳細は県のホームページをご覧ください。

### 1. 優秀勤労障害者の表彰条件

①滋賀県知事表彰... 7年以上同一事業所に勤務し、業績を認められた者等  
または7年未満でも特に優秀と認められた者等

②機構理事長努力賞表彰... 3年以上同一事業所に勤務し、模範的な職業人として業績を挙げ、同僚等の模範となっている者等

※表彰の推薦期日... 6月24日（金）まで

### 2. お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 担当者：青木、山中 TEL：077-528-3758

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部高齢・障害者業務課

担当者：澤、奥山 TEL：077-537-1214

## 「障害者ワークフェアしが」を開催します！

参加費無料

滋賀県、滋賀労働局、機構では県内企業や県民の方に障害者雇用に関心を持っていただく機会として「障害者ワークフェアしが」を開催します。当日は表彰式と障害者雇用シンポジウムの2部構成を予定しており、これから障害者の雇用を考えられている方や、既に取り組みされている方など、どなたでも気軽にご参加ください。詳細につきましては、後日、県のホームページ等に掲載いたします。

◎日 時：平成28年9月7日（水）13：00～

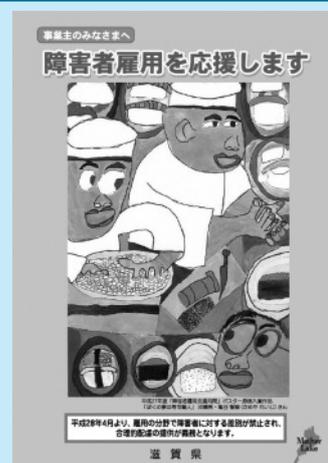
◎場 所：ピアザ淡海 ピアザホール（大津市におの浜1-1-20）

## 障害者雇用に関することが分かるリーフレットを作成しました！

滋賀県は、障害者働き・暮らし応援センターやハローワークと連携し、障害者雇用を推進しております。

この度、障害者雇用の推進に向けた各種助成金等の制度や、各支援機関の連絡先等の情報を掲載した冊子を制作発行しましたので、ぜひ一度ご覧ください。

なお、冊子は県のホームページに掲載するとともに、県内各ハローワークに配架しています。



なお、上記に関する詳細は **滋賀県 障害者雇用** で検索

高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ

## 平成28年度 高齢・障害者雇用助成金 説明会のご案内

ご都合のつく時  
にお越し下さい

### ○ 高齢者雇用安定助成金

高齢者が意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働ける職場を実現するために、高齢者の雇用環境整備や有期契約の高齢者を安定した雇用形態に転換する事業主に対する助成金です。

平成28年度の主な変更：「高齢者活用促進コース」の拡充/「高齢者無期転換コース」を新設

### ○ 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の雇用や継続が困難である事業主に対する助成金です。

※開催1週間前までに下記連絡先まで参加申込みください。

お車でお越しの際は  
駐車場があります。

●お問い合わせ（連絡先）：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部

高齢・障害者業務課 TEL 077-537-1214 担当：西村、中西、清水

開催日時	会場	所在地
平成28年 6月 8日(水)、15日(水) 13:30 ~15:00	ポリテクセンター滋賀	大津市光が丘町3-13
平成28年 7月 6日(水)、20日(水) 13:30 ~15:00	ハローワーク草津	草津市野村5-17-1
平成28年 7月 27日(水)、28日(木) 13:30 ~15:00	ハローワーク東近江	東近江市八日市緑町11-19
平成28年 8月 2日(火)、3日(水) 13:30 ~15:00	ハローワーク甲賀	甲賀市水口町本町3-1-16
平成28年 9月 14日(水)、21日(水) 13:30 ~15:00	ハローワーク彦根	彦根市西今町58-3

## 障害のある社員、うつ病等の社員のためのサービスを実施しています

障害者雇用のために  
専門の支援員（ジョブコーチ）  
を職場に派遣します。

障害のある社員にどのように接したらよいか分からない、うまくコミュニケーションがとれない、管理のコツを知りたい等でお悩みの企業へ



スーパーで商品の  
前出し作業のコツ  
を指導するジョブ  
コーチ

うつ病等で休職中、  
職場復帰が難航している社員  
の復帰を支援します。

社員に再発防止策を身に付けてもらいたい、また、受入れの際にどのようなことに留意したらよいか知りたいという企業へ



休職中の社員には、復帰に向けた支援プログラムを提供するとともに、企業さまには受入れ準備の相談を行います

【お問い合わせ先】滋賀障害者職業センター TEL 077-564-1641

滋賀労働局からのお知らせ

# 労働保険年度更新手続は 6月1日(水)～7月11日(月) までにお願ひします。

## 年度更新手続

○労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、平成27年度の確定保険料と平成28年度 概算保険料・一般拠出金(石綿健康被害救済法)を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

## 保険料の申告・納付

○保険料の申告・納付は最寄りの金融機関(銀行・郵便局)、労働基準監督署、ハローワーク(申告のみ)、社会保険・労働保険徴収事務センター(申告のみ)、又は滋賀労働局労働保険徴収室において早めにお済ませください。

なお、口座振替の事業場は金融機関に申告書を提出することができませんのでご注意願ひます。  
また、郵送による申告書の提出(滋賀労働局労働保険徴収室あて)も可能です。

○年度更新申告書の受付・相談会を開催いたしますので、ご利用ください。

	開催日時	会場	所在地	電話番号	
年度更新申告書の受付・相談会	6月13日(月)	9:30～16:00	長浜商工会議所	長浜市高田町10-1	0749-62-2500
	6月17日(金)		草津商工会議所	草津市大路2-11-51	077-564-5201
	6月21日(火)		甲賀市商工会	甲賀市水口町水口5577-2	0748-62-1676
	6月23日(木)		高島市商工会(本所)	高島市安曇川町田中89	0740-32-1580
	6月27日(月)		守山商工会議所	守山市吉身3丁目11-43	077-582-2425
	6月29日(水)		長浜商工会議所	長浜市高田町10-1	0749-62-2500
	7月1日(金)	9:30～16:00	彦根公共職業安定所	彦根市西今町58-3	0749-22-2500
	7月5日(火)	9:30～16:00	滋賀労働局労働保険徴収室	大津市御幸町6-6	077-522-6520
			大津労働基準監督署	大津市馬場3丁目14-17	077-522-6641
	7月6日(水)	9:30～16:00	滋賀労働局労働保険徴収室	大津市御幸町6-6	077-522-6520
			東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町8-14	0748-22-0394
	7月7日(木)	9:30～16:00	大津労働基準監督署	大津市馬場3丁目14-17	077-522-6641
			彦根公共職業安定所	彦根市西今町58-3	0749-22-2500
	7月8日(金)	9:30～16:00	東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町8-14	0748-22-0394
7月11日(月)	9:00～16:00	滋賀労働局労働保険徴収室	大津市御幸町6-6	077-522-6520	

【お問い合わせ先】 滋賀労働局労働保険徴収室 TEL077-522-6520



法務大臣による  
裁判外紛争解決手続の認証制度

## 社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心  
③早期解決 ④毎週土曜日開催で利用しやすい ⑤安い費用(3,240円)で解決

### 総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日  
13:00～17:00

### 年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日  
13:00～17:00  
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3760/077-511-1480



広告

滋賀県社会保険労務士会  
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階  
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800  
<http://www.sr-shiga.com/>

滋賀県の魅力ある企業の情報サイト



# WORKしが

企業の魅力を、若年求職者へ発信しませんか？  
～ 登録企業を募集中 ～

**登録無料!**

♪ 登録は簡単、4ステップ♪

- ① <https://www.workshiga.com/>にアクセス
- ② 「企業のみなさまへ」をクリック
- ③ 「企業の登録はこちら」をクリック
- ④ 必要情報を入力・申請してください。

※ ID・パスワード発行後は好きなタイミングで企業情報の編集ができますので、御社の魅力を存分にアピール下さい!

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する大学（大学院を含む）・短期大学・高等学校等卒業予定者、および若年求職者のみなさんに、魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大級の企業情報サイトです。

若年者の採用をお考えの企業の皆様、ぜひご登録ください。

**500社以上の  
企業情報を  
掲載中!**



【お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業人材戦略係

TEL:077-528-3759 Email: fe0008@pref.shiga.lg.jp

～人材の確保に悩まれている方へ～

## 人材確保に関するポータルサイトを立ち上げました



滋賀県では、県内企業等の人材確保を促進することを目的に、県内で行われる合同就職面接会等の情報や、人材確保に資する取り組み等の情報を一元化したポータルサイト「こようナビ」を滋賀県のHP内に設けました。随時、情報を追加しますので、採用活動のツールとしてご活用ください。



詳しくは **滋賀県 こようナビ** で検索

労働委員会  
だより

# 労使間のトラブルで 悩んでいませんか？

## 労働委員会がお手伝いします

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合または労働者個人と使用者との紛争を中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な行政機関です。

### 労働委員会の紛争解決制度

#### ◆不当労働行為の審査 (労働組合と使用者との紛争)

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例えば・・・

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・ 組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てがあると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

#### ◆労働争議のあっせん (労働組合と使用者との紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 賃金や一時金の交渉が解決しない。
- ・ 休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・ 人員整理、配置転換等で労使合意に至らない。

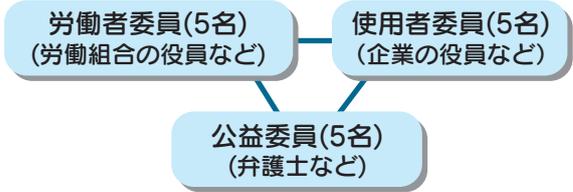
#### ◆個別的労使紛争のあっせん (労働者個人と使用者との紛争)

労働者個人と使用者との間で労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 突然解雇を言い渡された。
- ・ 賃金を一方的にカットされた。
- ・ 配置転換(出向)を命じたが、拒否された。

### 労働委員会の構成



労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。

### 滋賀県労働委員会の活動状況

#### ◆最近5年間の取扱件数の推移

年 業 務	23	24	25	26	27
不当労働行為審査	15	6	3	3	7
労働争議のあっせん	6	3	2	2	5
個別的労使紛争の あっせん	4	3	3	2	8

当委員会委員(公・労・使各側1名)による

### 無料労働相談会を開催します

- ★毎月第4金曜日・「月例労働相談」(会場:県庁) 電話での予約(10日前まで)をお願いします。
- ★10月・毎週1回程度開催(会場:県内各地) 詳細は決定次第お知らせします。
- ★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。まずはお気軽にお問い合わせください。

相談のお申し込み、お問い合わせは

### 滋賀県労働委員会事務局 まで

〒520-8577  
大津市京町四丁目1-1 県庁東館5階  
TEL: 077-528-4473  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

## 滋賀県の勤労者向け融資制度 (平成28年4月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまに安定した生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資を行っています。各資金の申し込みにつきましては、直接県内の取扱い金融機関までお願いします。

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間 (据置)
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年 (2か月以内)
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円 (休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年 (休業期間中を限度として1年以内)

**取扱金融機関** 近畿労働金庫、滋賀銀行、関西アーバン銀行、京都銀行  
京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫  
滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

【お問い合わせ先】 県内の各取扱金融機関 または 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課  
TEL:077-528-3751 FAX:077-528-4873

## シルバー人材センター 会員募集中!!

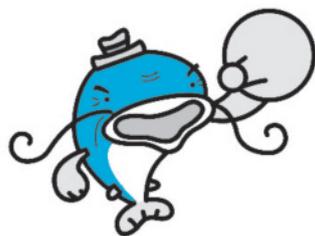
シルバー人材センターの会員は概ね60歳以上の方が対象です。

人口減少、少子高齢化などにより、労働力人口が減少する中、高齢者の労働力を地域社会が期待しています。

シルバー人材センターで、これまでの経験も活かしつつ、地域貢献・社会貢献をして、生涯現役を实践して頂ければ幸いです。

また、シルバー人材センターでは、県内在住の55歳以上で働く意欲のある方を対象に、介護職員初任者研修やオフィスクリーニング技能講習など、様々な技能講習を年間39回開催します。受講料は無料です。興味のある方は当連合会までお問い合わせください。

### 技能講習受講者募集中



滋賀県シルバー普及啓発キャラクター  
「なまひげ先生」

〔お問い合わせ先〕

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会  
〒520-0054 大津市逢坂1-1-1 テトラ大津3階  
TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490  
HP : <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

## 滋賀労働局〔総務部企画室〕は『雇用環境・均等室』へ

労働局では以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織の見直しを行い、総務部企画室と雇用均等室を統合して新たに「雇用環境・均等室」を設置しました。

- 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談窓口とマタハラやセクハラ等に関する相談窓口を一つにします。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と、解決への取組（調停・あっせん等）を、同一の組織で一体的に進めます。

この組織見直しに伴い、旧企画室の“総合労働相談コーナー”は『雇用環境・均等室』内に移設され、場所も御幸庁舎から梅林庁舎（大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階）に移転しました。

また、この組織見直しに伴い労働相談の窓口が以下の通り一本化されました。

### 平成28年3月まで

パワハラ・解雇に関する相談や紛争解決	→ 総務部企画室
パワハラ防止等に関する企業への啓発指導	→ 労働基準部監督課
均等関係法令に関する相談及び企業への啓発指導	→ 雇用均等室



### 平成28年4月から

パワハラや解雇、マタハラやセクハラ等均等関係法令に関する相談は全て『雇用環境・均等室』にて対応します！

#### 電話番号

パワハラや解雇の相談なら・・・TEL 077-522-6648  
均等関係法令に関する相談なら・・・TEL 077-523-1190

各労働基準監督署内に設置している“総合労働相談コーナー”はこれまで通り継続します。

## 滋賀県労働相談所のご案内

### 労働に関する疑問・トラブルはありませんか？

「明日から来なくていい」と言われた。 残業手当を支払ってくれない。  
有給休暇をとれない。 職場でケガをしてしまった。どんな給付が受けられる？  
労働組合から団体交渉を求められている。どう対応すればいい？

**労働者・事業主を問わず、専門の相談員が相談に応じます。**

**相談無料、秘密厳守**ですので、お気軽にご利用ください。

面談（事前にご予約が必要です。）・電話のいずれの相談もご利用になれます。

#### ◇開設時間

月曜～金曜（平日） 10時～20時（12:30～13:30、15:00～15:15除く）  
（祝日） 17時～20時  
土曜・日曜 10時～16時（12:30～13:30除く）

#### ◇電話番号

077-511-1402

0120-967164（フリーアクセスは、滋賀県内の固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です）

相談員の勤務上の都合などで、一時的にご利用いただけない場合がありますので、ご容赦ください。

### 滋賀県労働相談所

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21(6階)  
JR琵琶湖線「膳所」駅より徒歩15分、  
京阪電鉄「石場」駅より徒歩3分

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1  
TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873  
http://www.pref.shiga.lg.jp/  
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp